立教大学
企画講座H（東京税理士会寄附講座）

『消費税入門②』
～消費税の実務～

2016年1月18日

東京メトロポリタン税理士法人
代表社員／税理士　樋口　智勇

自己紹介

●樋口　智勇（ひぐち　のりお）

東京メトロポリタン税理士法人／代表社員　税理士
〒163-1304 新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー4F
メールアドレス　higuchi@tmcg.co.jp　　電話　03-3345-8991

- 神奈川県相模原市出身、在住
- 立教大学経済学部経済学科（平成2年卒）
- 大学時代はベーレンスキークラブに在籍
- 個人事務所→中規模事務所→外資系特化事務所→税理士法人（現在）

消費税の課税と納税

流通過程で二重課税にならないよう　消費税の最終負担は消費者

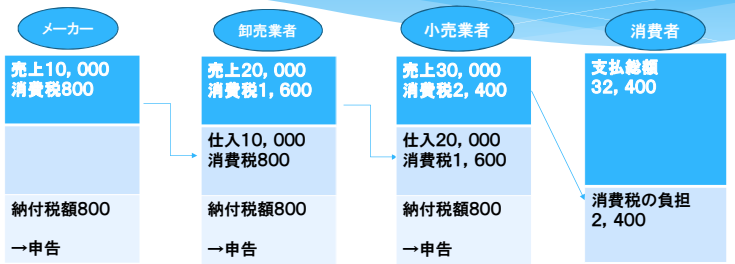

事業者は、受け取った消費税から支払った消費税を差引いた差額を納付する仕組み　消費税は預り金です

消費税の計算

【消費税の計算式】

消費税の納税額　＝　売上にかかる消費税　－　仕入にかかる消費税

①消費税がかかる売上（課税売上）　30，000（税抜）
　売上の消費税　　1，890（30，000×6，3%）

②消費税がかかる支払（課税仕入）　20，000（税抜）
　支払の消費税　　1，260（20，000×6，3%）

　差引消費税（国税）①－②　　630

③地方消費税の計算
　地方消費税　　170（630×1．7／6，3）

　∴消費税及び地方消費税　800（630＋170）

赤字でも消費税を納付する？

利益と消費税の関係

給料
6，000000円 ← 事業者 ← コンサルタント売上
5，000，000円（税抜）
400，000円（消費税）

●会社の利益計算

売上5,000，000－給与6，000，000＝利益（赤字）▲1，000，000

●消費税の計算

受け取った消費税400,000－仕入税額控除0＝納付する消費税400，000

黒字でも消費税を納付しない？

利益と消費税の関係

仕入 → 事業者 → 販売

@7，000円×1，000個　　@10，000円×500個

●会社の利益計算

売上－給与＝利益
（10，000円×500個）－（7，000円×500個）＝150万円

●消費税の計算

受け取った消費税－仕入税額控除＝納付する消費税
（10，000円×500個×0．08）－（7，000円×1，000個×0．08）
＝▲16万円（還付）

課税対象取引を区分

- 課税取引
  - 国内取引
    - 課税取引（輸出免税取引）
    - 非課税取引
  - 輸入取引
- 課税対象外取引、国外取引

課税取引とは？

●国内取引の課税対象になる4つの要件（ラーメン屋さんのケース）

1．国内においておこなうもの
2．事業者が事業としておこなうもの
3．対価を得ておこなうもの
4．資産の譲渡、資産の貸付、またはサービスの提供

・「資産の譲渡等」とは？　：　商品の販売等　※家事用資産の譲渡は対象外
・「資産の貸付」とは？　：　不動産の貸付、事務用機器のリース等
・「サービスの提供」とは？：「役務の提供」

非課税売上、対象外取引

＜非課税取引の具体例＞

- 住宅の貸付（家賃、権利金、保証金、礼金）
- 切手、印紙、商品券、ビール券、図書券
- 保険料、利子

＜対象外取引の具体例＞

- 受取配当金
- 受取保険金
- 損害賠償金、寄付金、お祝い（見舞い）金

免税（輸出）取引とは？

●輸出取引の対象になる4つの要件

1．国内においておこなわれること
2．課税資産の譲渡等に該当すること
3．国内からの輸出等としておこなわれること
4．輸出証明等がなされたものであること

- 国内からの輸出として行われる資産の譲渡等、外国貨物の譲渡等など
- 輸出取引は免税だが、税率0%の課税取引である
- 輸出取引はゼロ税率だから、仕入消費税が還付される

国内取引か国外取引の判定？

●国内取引か国外取引かの判定基準（ミュージシャンのケース）

資産の譲渡または貸付 → 資産の譲渡等や貸付のときに、その資産が国内にあれば国内取引

サービスの提供 → サービスの提供が行われた場所が国内にあれば国内取引

課税売上高の求め方

- 課税標準・・・税率をかける基の金額のこと
- 消費税の課税標準・・・税抜課税売上高の合計額

	決算書上の収入	非課税売上	課税売上高
商品売上	9, 000, 000	－	9, 000, 000
製品売上	1, 500, 000	－	1, 500, 000
受取利息	300, 000	300, 000	0
車両下取額	150, 000	－	150, 000
合計	10, 950, 000	300, 000	10, 650, 000

一致しない

課税事業者

●課税事業者(消費税の納税義務者のこと)の判定基準

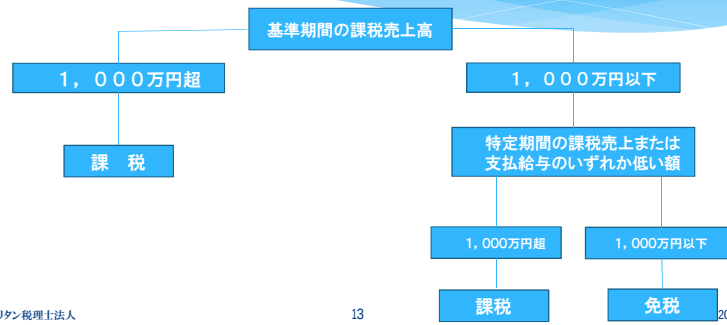

基準期間、特定期間？

・基準期間とは・・・・前々期(2期前)の事業年度
・特定期間とは・・・・前期(1期前)の事業年度の前半6ヶ月
・課税期間とは・・・・当期の事業年度

免税事業者でも課税事業者になれる？

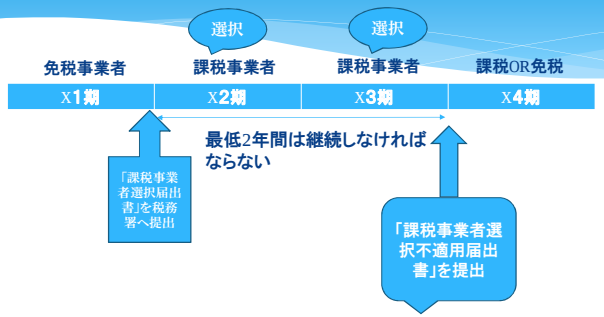

あえて課税事業者を選択するケース

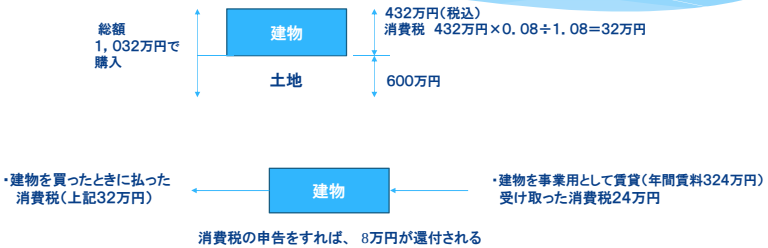

仕入税額控除の意味

仕入税額控除が仕入税額控除ができるものは？

1．国内で行った課税仕入にかかる消費税額
2．保税地域から引き取った外国貨物に課税された消費税額

※ 仕入税額控除の計算方法

1. 課税売上割合95%以上･･･全額控除
2. 課税売上割合95%未満･･個別対応方式か一括比例配分方式

課税売上割合と仕入税額控除

- 課税売上割合が95%以上の場合、仕入税額控除は全額できる
- 課税売上割合が95%未満の場合、個別対応方式か一括比例配分方式で計算する

●課税売上割合に応じた仕入税額控除のルール

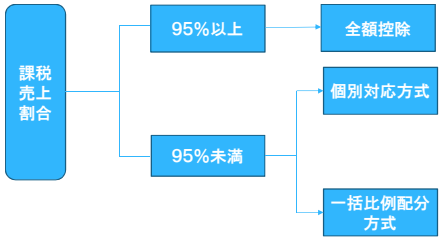

課税売上割合を計算する

- 課税売上割合を求める算式

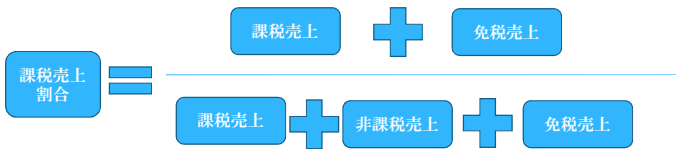

仕入にかかる消費税の計算の仕方

●勘定科目ごとに「課税」、「非課税」、「対象外」に区分する

勘定科目	課税取引	非課税取引	対象外取引
商品仕入	○	※土地仕入	
給与	※派遣人件費		○
法定福利費		○健康保険、厚生年金、労働保険	
福利厚生費	○	※従業員保険料、社宅家賃	※従業員結婚祝い金、香典
交際費	○	※商品券、ビール券	※取引先慶弔費
旅費交通費	○国内旅費		※海外出張費
通信費	○		※国際電話、郵便料
家賃	○事務所等家賃	※地代、寮費	
減価償却費			○
支払利息		○	
固定資産処分損益	○資産売却額が課税	※土地は非課税	※廃棄、除却は対象外

課税仕入に必要不可欠なこと

- 仕入税額控除をするためには？
  ・・・・事実を記載した「帳簿」や「請求書・領収書」等を保存する
- 帳簿や請求書に記載しないといけないことは？
  ・相手方の名称　・行った年月日　・内容　・支払対価の額
- ただし例外として・・・
  - 3万円未満の請求書等の保存は必要ない

  →インボイス方式へ改正に・・・・

簡易課税の仕組み

- 課税売上高に一定率をかけて課税仕入高とみなす制度
- 課税仕入の税額を計算しなくてよい

●簡易課税の基本的な仕組み

消費税の納付税額 ＝ 課税売上×8% － 課税売上×8%×みなし仕入率

●簡易課税の基本的な計算例

①売上にかかる消費税　1，000×8%＝80
②仕入にかかる消費税　1，000×8%×80%（みなし仕入率）＝64
③差引納付税額　①－②＝16

●簡易課税で計算するためには？

1.「消費税簡易課税制度選択適用届出書」を提出していること
2. 基準期間の課税売上高が5，000万円以下であること

簡易課税（みなし仕入率）

- 簡易課税では事業を6つに区分している

●業種ごとの「みなし仕入率」

第1種	卸売業	90%
第2種	小売業	80%
第3種	製造業等	70%
第4種	飲食業業等	60%
第5種	サービス業	50%
第6種	不動産業	40%

原則と簡易 どちらが有利？

＜例題＞
・飲食業、年間の課税売上1，000、課税仕入500

＜原則課税＞
① 課税売上にかかる消費税を求める ： 課税売上 1，000×6．3%＝63
② 課税仕入にかかる消費税を求める ： 課税仕入 500×6．3%＝31
③ ①－② 国税納付額 ： 63－31＝32
④ 地方消費税を計算する ： 32×1．7/6．3＝8
⑤ 国税と地方消費税の合計額 ： 40

＜簡易課税＞
① 課税売上にかかる消費税を求める ： 課税売上 1，000×6．3%＝63
② みなし仕入率 ： 飲食業 60%
③ みなし仕入消費税を求める ： 63×60%＝37
④ ①－③ 国税納付額 ： 63－37＝26
④ 地方消費税を計算する ： 26×1．7／6．3＝6
⑤ 国税と地方消費税の合計額 ： 32

以上より → ＿＿＿課税が有利！！

消費税の会計処理

●消費税の処理には、「税抜方式」と「税込方式」がある（実務上は、税抜方式が多い）。
●仕訳をしてみよう
① 税込商品108，000円を現金で販売しました。

（借方科目）　（金額）　　（貸方科目）　（金額）
（税抜方式）（　　）（　　）　／　（　　）（　　）
（　　）（　　）

（借方科目）　（金額）　　（貸方科目）　（金額）
（税込方式）（　　）（　　）　／　（　　）（　　）

② パソコン、本体価格200，000円、消費税16，000円を現金で買いました。

（借方科目）　（金額）　　（貸方科目）　（金額）
（税抜方式）（　　）（　　）　／　（　　）（　　）
（　　）（　　）

（借方科目）　（金額）　　（貸方科目）　（金額）
（税込方式）（　　）（　　）　／　（　　）（　　）

消費税の申告と納税

＜法人の場合＞
・確定申告・納付期限：事業年度終了後2ヶ月以内（延長はない）

＜個人事業者の場合＞
・確定申告・納付期限：翌年の3月31日まで（平成27年分はH28／3／31）

＜予定申告・納付が必要な場合＞
・前年度に納付した消費税額によって判定
・前年度納付額60万円（国税・地方消費税合計）超の場合は必要
・予定納付の額により、年1回、年3回、年11回に分けて行う

「爆買い」 免税商品とは？

●消費税・・・日本国内で消費されるものに課税される
→外国で消費されるものには消費税は課税されない

●海外からの旅行者・・・①お土産として買って帰る商品　→　日本で消費されないので、消費税はかからない。
②日本国内で消費する商品　→　日本国内で消費されるので、消費税はかかる。

●免税の要件
・個人で消費されるもの（事業用、販売用は免税対象外）
・一般物品は６ヶ月以内、消耗品は３０日以内に、国外へ持ち出すこと

●免税の対象
① 一般物品：家電、装飾品、時計、衣類、靴、鞄、雑貨など
１日１店舗あたり購入合計額が１万円超（５千円以上に改正に）
② 消耗品（化粧品、医療品、食品類、飲料等）
１日１店舗あたり購入合計額が５千円超（５千円以上へ改正に）

Japan. Tax-free Shop　Japan. Tax-free Shop

複数税率による軽減税率制度導入

・平成28年度与党税制改正大綱より、
「複数税率による軽減税率制度の導入」が明記された。

導入時期	平成29年4月1日
軽減税率	8%（国分6．24%、地方分1．76%）
対象品目	酒類、外食を除く飲食料品・定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
区分経理	平成33年4月1日からインボイス制度を導入。それまでの間は簡素な経理方式

軽減税率制度導入の全体像

＜税率の取扱い＞

飲食料品	8％（地方税込）
一定の新聞	
その他	10％（地方税込）

H29.4.1　H33.4.1

現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ区分経理に対応するための措置

適格請求書等保存方式

軽減税率の対象品目

・ハンバーガーや牛丼は店内で飲食すれば10%、お持ち帰りは8%。
・コンビニでのお持ち帰り商品は8%、飲食コーナー向けの食料品は10%。

インボイス方式への改正

＜現行＞
「請求書等保存方式」
・帳簿等の保存（請求書等の保存が仕入税額控除の要件）
・請求書等に適用税率・税額を記載しなくてよい

＜改正案＞
「インボイス方式」
・課税事業者は「インボイス」の発行が義務
・「インボイス」には適用税率・税額の記載が義務
・免税事業者は「インボイス」を発行できない。
　→免税事業者からの仕入れは仕入税額控除ができない

インボイス方式とは？